

# 維持工事実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、徳島県県土整備部が発注する維持工事を実施するに当たり、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 維持工事は、待ち受け型の維持管理における工事のことをいう。

2 維持工事は、工事名の末尾に「(維持)」と追記する。

## (現場代理人及び主任技術者等)

第3条 維持工事は、現場代理人及び主任技術者等を定めて工事現場に設置し、発注者に通知しなければならない。

2 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」に明記されている兼務件数に含めないものとする。

## (しゅん工検査)

第4条 維持工事は、工事成績評定の対象外とする。

## (各種基準・提出書類等)

第5条 各種基準・提出書類等は、原則通常の請負工事と同様の取扱いとする。

## (その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

## 附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。